

秋田都市計画地区計画の変更(潟上市決定)

阿弥陀堂地区地区計画を次のように変更する。

名 称		阿弥陀堂地区 地区計画	
位 置		潟上市昭和大久保 字阿弥陀堂の一部、字小谷地の一部、字高田の一部	
面 積		約 6. 2 h a	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、既存市街地と国道101号に挟まれており、地区に隣接して保育園・小学校の文教施設があり、交通利便性、生活利便性に優れていることから、今後無計画な市街地形成が予測される。このため、市街地を計画的にコントロールするとともに必要な地区施設の整備を行い、良好な市街地形成を図ることを本地区の目標とする。	
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の方針 計画的かつ良好な一戸建住宅中心の低層住宅地区を形成する。 ・地区施設の整備の方針 (1)道路…居住環境の整備を図るため、地区内区画道路の適切なネットワークの形成を図る。 (2)公園…コミュニティの憩いと安らぎの場として積極的に確保する。 (3)緑地…潤いある居住環境の形成のため、積極的な確保を図る。 ・建築物等の整備の方針 交通利便性、生活利便性を活かし、都市化と活性化に対応しながら敷地周りの日照・眺望等を確保し、さらに防災上の安全性の向上を図るために、敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定める。 また、地震時におけるブロック塀等の倒壊の危険性に対処しながら、潤いのある市街地づくりを進め、緑化の推進と良好な地区景観の形成に資するために、沿道において、垣又は柵の構造の制限を定める。 	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	o道路 区画道路(幅員6m、延長1,408m) o公園 公園(2カ所 面積4,220㎡) o緑地 緑地(1カ所 面積1,690㎡)	
	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又は柱の面から敷地境界線までの距離は、道路境界線までは1.5m以上、隣地境界線までは1.0m以上でなければならない。
		建築物等の高さの最高限度	15m以下
		建築物の形態又は意匠の制限	建築物の形態又は意匠の限度を以下のように制限する。
		屋根	建築物の屋根は原色の使用を避け、地区の景観形成に配慮すること。
		外壁	建築物の外壁は原色の使用を避け、地区の景観形成に配慮すること。
		広告物・看板類	<p>広告物・看板類は、地区の景観形成に配慮したものとする。</p> <p>なお、次の各号に掲げる営業行為に関する広告物・看板類は設置することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に掲げる営業。 2. 前号同法同条第4項に掲げる営業。
		垣又は柵の構造の制限	垣又は柵を設ける場合は、出来るだけ生け垣とするよう努めること。
備考	区域、地区施設の配置、壁面の位置、垣又は柵の構造の制限及び土地利用の制限の区域については、計画図のとおりとする。		

理由 : 区域内での寺院新築に伴い公園、緑地の一部を廃止する。